【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 東海財務局長

 【提出日】
 平成30年6月22日

【事業年度】 第54期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】株式会社ミダック【英訳名】MIDAC CO.,LTD.

 【本店の所在の場所】
 浜松市東区有玉南町2163番地

 【電話番号】
 (053)471-9361(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 髙田 廣明

【最寄りの連絡場所】 浜松市中区上島2丁目23-15

【電話番号】 (053)471-9283

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 髙田 廣明

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

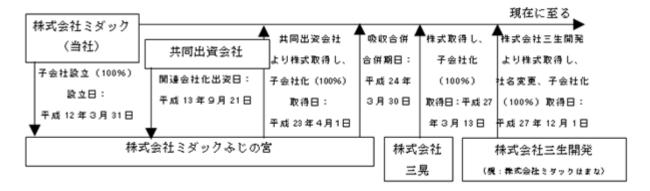
第1【企業の概況】

(はじめに)

当社(株式会社ミダック)は、平成23年4月に共同出資会社より株式会社ミダックふじの宮の株式を取得し、完全子会社としました。さらに平成24年3月には、子会社である株式会社ミダックふじの宮を間接部門のコスト削減等を目的として吸収合併しました。

また、廃棄物処分事業の拡大を目的として、平成27年3月に株式会社三晃を、そして平成27年12月に株式会社三生開発(現:株式会社ミダックはまな)を子会社化しました。

当社の上記の沿革を図示いたしますと、次のようになります。



1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次		第52期	第53期	第54期
決算年月		平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(千円)	3,164,000	3,833,383	4,244,136
経常利益	(千円)	326,133	590,680	839,696
親会社株主に帰属する当期純 利益	(千円)	46,788	287,198	492,572
包括利益	(千円)	46,788	287,198	492,572
純資産額	(千円)	1,177,628	1,427,909	2,170,876
総資産額	(千円)	7,947,617	7,781,820	8,098,047
1 株当たり純資産額	(円)	382.78	464.13	653.43
1 株当たり当期純利益	(円)	15.21	93.35	157.01
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益	(円)	-	-	156.90
自己資本比率	(%)	14.8	18.3	26.8
自己資本利益率	(%)	4.0	22.0	27.4
株価収益率	(倍)	-	-	11.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	354,189	1,057,955	990,386
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	3,196,099	268,663	252,712
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	3,363,541	555,302	309,276
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	1,241,514	1,475,504	1,903,901
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	184 (24)	187 (24)	180 (26)

- (注)1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は、第52期より連結財務諸表を作成しております。
 - 3. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 4.第52期及び第53期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が平成29年12月22日付で名古屋証券取引所市場第二部に上場したため、新規上場日から当連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 - 5.第52期及び第53期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

(2)提出会社の経営指標等

回次		第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(千円)	2,906,216	2,869,287	3,030,405	3,149,406	3,163,691
経常利益	(千円)	128,638	86,323	263,565	439,289	406,598
当期純利益又は当期純損失()	(千円)	70,637	52,675	47,633	314,784	375,003
資本金	(千円)	273,640	273,640	273,640	273,640	417,296
発行済株式総数	(株)	6,153	6,153	6,153	6,153	3,322,300
純資産額	(千円)	1,151,935	1,167,693	1,083,141	1,361,008	1,986,407
総資産額	(千円)	3,809,933	3,878,107	7,373,354	7,051,763	7,272,829
1株当たり純資産額	(円)	187,215.25	189,776.22	176,034.76	221,194.34	597.90
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	6,000 (-)	6,000 (-)	6,000 (-)	6,000 (-)	12 (-)
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失()	(円)	11,480.14	8,560.97	7,741.46	51,159.58	119.54
潜在株式調整後 1 株当たり当期純 利益	(円)	-	-	-	-	119.45
自己資本比率	(%)	30.2	30.1	14.7	19.3	27.3
自己資本利益率	(%)	6.2	4.5	-	25.8	22.4
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	14.6
配当性向	(%)	52.3	70.1	-	11.7	10.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	173 (22)	172 (21)	167 (23)	170 (23)	165 (24)

- (注)1.売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。第54期の期首に当該株式 分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜 在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第52期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、第50期、第51期、第53期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第54期は当社株式が平成29年12月22日付で名古屋証券取引所市場第二部に上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 - 4.第52期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 - 5.第50期から第53期までの株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
 - 6.第52期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
 - 7. 当社の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)に基づき作成しております。
 - なお、第52期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第50期及び第51期の財務諸表については監査を受けておりません。
 - 8. 第52期における当期純損失の計上は、減損損失217百万円の計上によるものであります。

2 【沿革】

当社は、昭和27年静岡県浜松市において、一般廃棄物取扱業務を行うことを目的として、現在の株式会社ミダックの前身である「小島清掃社」を創業いたしました。

その後、昭和39年に社会的信用の向上を図ることを目的として小島清掃株式会社を設立、産業廃棄物の収集運搬業務、処分業務も行うことで事業拡大を図り、平成8年に商号を「株式会社ミダック」に変更いたしました。 これまでの経緯は、次のとおりであります。

- 昭和27年4月 浜松市にて小島清掃社を創業、同月に浜松市清掃課認可により一般廃棄物取扱業務を行う
- 昭和35年4月 静岡県浜名郡可美村(現浜松市)より一般廃棄物の収集・運搬、処分の委託を受ける
- 昭和39年7月 社会的信用の向上を図ることを目的として小島清掃社を法人化し、小島清掃株式会社を設立
- 昭和47年9月 静岡県の許可を得て、収集・運搬、最終処分業務を行う
- 昭和61年5月 浜松市に廃液処理施設を新設
- 昭和63年4月 浜松市より産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を取得、同市に管理型最終処分場を新設
- 平成4年10月 本社工場内に活性汚泥処理施設を増設
- 平成5年10月 本社工場内に主に感染性廃棄物の処理を行う乾留施設を新設
- 平成8年7月 株式会社ミダックへ商号変更
- 平成9年3月 本社工場内に特定有害産業廃棄物処理施設を増設
- 平成9年5月 静岡県富士宮市に富士宮事業所(中間処理施設)を開設
- 平成10年1月 浜松市に100%子会社として有限会社ミダック分析センターを設立
- 平成10年4月 株式会社ミダックが静岡県磐田郡福田町(現磐田市)に福田事業所(焼却処理施設)を開設
- 平成12年3月 株式会社ミダックが静岡県富士宮市に株式会社ミダックふじの宮を設立
- 平成13年9月 共同出資会社と共同出資事業に関する基本契約を締結し、株式会社ミダックふじの宮に共同出資会社が50%出資
- 平成13年12月 株式会社ミダックが本社にてISO14001の認証取得 株式会社ミダックが愛知県豊橋市に豊橋事業所(汚泥処理施設)を開設
- 平成14年4月 株式会社ミダックが東京都世田谷区に東京営業所を開設
- 平成14年12月 株式会社ミダックふじの宮が一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設を開設
- 平成15年8月 株式会社ミダックが産業廃棄物の中間処理(選別・混練、破砕・選別)を目的とし、愛知県豊橋市に100%子会社として株式会社ニーズを設立
- 平成15年10月 株式会社ミダックが豊橋事業所の営業を株式会社ニーズに譲渡
- 平成15年11月 株式会社ミダックが産業廃棄物のリサイクル(路盤材の製造)を目的とし、愛知県豊橋市に 100%子会社として株式会社創積を設立
- 平成16年4月 株式会社ミダックが浜松市に100%子会社として株式会社ミダックライナーを設立
- 平成16年6月 株式会社ミダックが株式会社ミダックライナーに一般廃棄物収集運搬事業を譲渡
- 平成16年7月 株式会社ミダックが浜松市に株式会社ミダックホールディングスを純粋持株会社として設立、株式会社ミダック及びグループ各社を子会社とする持株会社体制へ移行
- 平成16年8月 株式会社ミダック福田事業所の操業を休止
- 平成16年10月 株式会社創積が、愛知県豊橋市に産業廃棄物リサイクル施設を開設 株式会社ミダックホールディングスが、アイ・クリーン刈谷株式会社を名古屋市に設立(出資比率75.0%)
- 平成17年1月 株式会社ミダックの東京営業所を川崎市に移転
- 平成17年4月 株式会社ミダックホールディングスが浜松市に100%子会社として有限会社サン・ミダックを設立し、株式会社ミダックのアグリ事業を移管
- 平成17年7月 株式会社ミダックが名古屋市に名古屋営業所を開設
- 平成18年3月 株式会社ミダックが株式会社ニーズ、株式会社創積、アイ・クリーン刈谷株式会社、有限会社ミダック分析センターを吸収合併 株式会社ミダックライナーが有限会社サン・ミダックを吸収合併

- 平成19年8月 株式会社ミダックが福田事業所を廃止
- 平成22年4月 株式会社ミダックが株式会社ミダックホールディングス、株式会社ミダックライナーを吸収合併
- 平成23年4月 株式会社ミダックふじの宮を株式会社ミダックが完全子会社化
- 平成24年3月 株式会社ミダックが株式会社ミダックふじの宮を吸収合併
- 平成25年1月 株式会社ミダックが岐阜県関市に関事業所を開設
- 平成27年3月 株式会社ミダックが株式会社三晃(現・連結子会社)を完全子会社化
- 平成27年12月 株式会社ミダックが株式会社三生開発(現・連結子会社 株式会社ミダックはまな)を完全子会
- 平成29年12月 名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場

3【事業の内容】

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

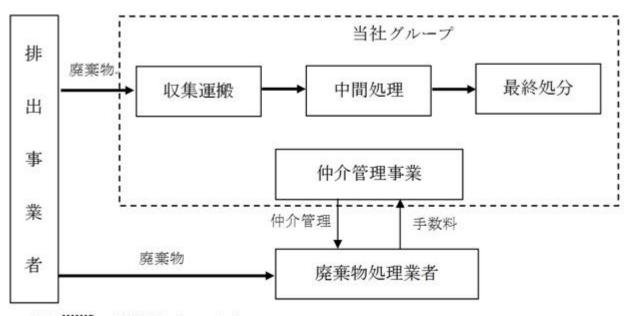
当社グループ(当社及び当社の完全子会社)は、当社及び連結子会社2社で構成されております。

セグメントは、(1)廃棄物処分事業(当社、株式会社三晃及び株式会社ミダックはまな)(2)収集運搬事業(当社)(3)仲介管理事業(当社)の3つとしており、これは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

主な事業の内容は以下のとおりであります。当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。

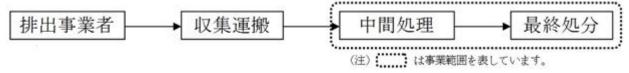
- (1)廃棄物処分事業としては、自社施設による廃棄物処理サービスを行っております。
- (2) 収集運搬事業としては、廃棄物の収集運搬サービスを行っております。
- (3)仲介管理事業としては、処理業者への排出事業者紹介サービスを行っております。

なお、当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注): は事業範囲を表しています。

(1) 廃棄物処分事業



廃棄物の中間処理

排出事業者から排出された廃棄物を処理施設において中間処理する業務であり、最終処分に先立って脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行います。

当社グループでは、多種の廃棄物を中間処理できる施設を保有しており、一般的な汚泥・廃液だけではなく、有害物質を多く含んだ廃棄物や、引火性、腐食性の廃棄物の処理にも対応できるよう、「特別管理産業廃棄物処分業」の事業許可を取得しております。また、焼却処理に関しては、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に加え、一般廃棄物の許可も取得しており、地方自治体から処理を委託されることもあります。

現在、当社グループが所有している中間処理の処理業の許可のうち、優良産廃処理業者認定制度(注)に基づき優良認定を受けている地域は、静岡県、岐阜県、浜松市、豊橋市であります。

廃棄物の搬入時には受入検査、計量を行い、処理後残さは必要に応じて性状分析を行い、最終処分場やリサイクル施設へ搬出いたします。

当社グループにおける処理施設は以下のとおりとなっております。

<株式会社ミダック 本社事業所 >	
汚泥、廃液の中間処理施設	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質
(活性汚泥、凝集沈殿、脱水、中	や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は
和、天日乾燥、油水分離)	脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
<株式会社ミダック 呉松事業所>	
固形廃棄物の中間処理施設	固形廃棄物を細かく砕き、容積を減量することによって、埋立処分
(破砕)	量の減量及び次処理の工数削減をします。
<株式会社ミダック 豊橋事業所>	
汚泥等の中間処理施設	泥状廃棄物のリサイクルを容易にするため、異物を取り除き、水や
(選別・混練)	薬剤を加えて混合し、性状調整を行います。また、有害物質を含む
	廃棄物に関しては薬剤を加えて無害化し、最終処分を行えるように
	します。
廃棄商品等の中間処理	不良品等の廃棄商品について、破砕することにより容器と内容物を
(破砕・選別)	分離し、それぞれについてリサイクルが容易にできるようにしま
	す。
- 世ポートイン ウェーロー マート マート マート マート マート マート マート マート マート マー	

<株式会社ミダック 富士宮事業所>

各種廃棄物の焼却施設	固形物から廃液まで各種廃棄物を焼却し、減量化、無害化します。
(焼却、シアンの熱分解)	
汚泥、廃液の中間処理施設	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質
(凝集沈殿、脱水、中和、油水分	や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は
離)	脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
サントリング と 明末半に	

<株式会社ミダック 関事業所>

汚泥、廃液の中間処理施設	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質
(凝集沈殿、脱水、油水分離)	や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は
	脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
	•

<株式会社三晃>

汚泥等の中間処理施設	泥状廃棄物について、リサイクルを容易にしたり、最終処分を行え
(コンクリート固化)	るようにしたりするため、薬剤とセメントを加えて混合し、性状調
	整を行います。

(注)優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者 を、都道府県・政令指定都市が審査して認定する制度です。

廃棄物の最終処分

リサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てます。

最終処分場は、廃棄物処理法によって遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場の3つに分類され、それぞれの処分場において埋立処分できる産業廃棄物と最終処分場の構造基準・維持管理基準が定められています。

遮断型最終処分場は、埋立処分判定基準に適合しない廃棄物(有害な産業廃棄物及び有害な特別産業廃棄物)を埋め立てる処分場です。安定型最終処分場は、有害物や有機物などが付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない廃棄物を埋め立てる処分場です。管理型最終処分場は、埋立処分判定基準を満たした産業廃棄物及び安定型産業廃棄物を埋め立てる処分場です。

当社グループが所有するのは、安定型最終処分場及び管理型最終処分場であり、また、現在、当社グループが所有している最終処分の処分業の許可については、優良産廃処理業者認定制度に基づき優良認定を受けております。

当社グループにおける処理施設は以下のとおりとなっております。

なお、株式会社ミダック呉松事業所の最終処分場につきましては、埋立能力に相当する埋立が完了したことから、行政への終了届を平成29年6月27日に提出しております。

<株式会社ミダック 呉松事業所>

固形廃棄物の最終処分場	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物13種類(石綿含有産業廃
(管理型最終処分場)	棄物含む)(注)と特別管理産業廃棄物である廃石綿等を埋め立て
	ます。

(注)燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物とは、特別管理産業廃棄物である廃石綿等以外で、一定量を超える石綿を含有する産業廃棄物のことを言います。)

<株式会社ミダックはまな 遠州クリーンセンター>

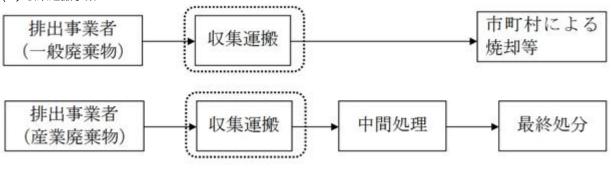
固形廃棄物の最終処分場 廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物12種類(石綿含有産業廃 (管理型最終処分場) 棄物含む)(注)を埋め立てます。

(注)燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

<株式会社ミダックはまな 浜名湖クリーンセンター>

(注)ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(2) 収集運搬事業



(注) は事業範囲を表しています。

廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬する業務であり、固形物から廃液まで多種の廃棄物を運搬できる車両を保有しております(脱着式コンテナ車、タンクローリー車、パッカー車等)。

収集運搬量、運搬距離等に応じて排出事業者から料金を受け取ります。

また、運行管理システム(GPS機能付デジタルタコメーターから運行データを収集するシステム)を活用し、個々の乗務員の運行軌跡や運転マナーを安全な収集運搬を行うために管理しております。

(3) 仲介管理事業



廃棄物処理業者向けに、当社グループの営業員が廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うというサービスを行って おります。

当社グループと協力関係にある廃棄物処理業者に対して、その業者が求める廃棄物(排出事業者)を紹介するとともに、当該廃棄物処理業者と排出事業者の取引における事務手続等の代行も併せて行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ミダックはまな (注)3	浜松市西区	10,000	廃棄物処分事業	(所有) 100.0	顧客及びグループ内で発生 する産業廃棄物の最終処分 施設。 役員2名の兼務あり。
株式会社三晃	愛知県春日井市	10,000	廃棄物処分事業	(所有) 100.0	中京圏における廃棄物処理 の拠点。 役員1名の兼務あり。

- (注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
 - 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。
 - 3.株式会社ミダックはまなについては、特定子会社であり、売上高(連結会社相互間の内部売上を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1)売上高 1,250,279千円 (2)経常利益 861,624千円 (3)当期純利益 552,292千円 (4)純資産額 575,553千円

(5)総資産額 2,046,774千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
廃棄物処分事業	63 (9)
収集運搬事業	43 (11)
仲介管理事業	51 (3)
報告セグメント計	157 (23)
全社(共通)	23 (3)
合計	180 (26)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託・契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を() 外数で記載しております。
 - 2.全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2)提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
165(24)	42.5	9.7	4,956,944

セグメントの名称	従業員数(人)
廃棄物処分事業	48 (7)
収集運搬事業	43 (11)
仲介管理事業	51 (3)
報告セグメント計	142 (21)
全社(共通)	23 (3)
合計	165 (24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(嘱託・契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、昭和27年の創業以来、廃棄物問題に深く関わる中で、大量の廃棄物を生み出す経済・社会の構造を見直し、「持続可能な循環型社会」の実現こそ重要であると深く認識するに至りました。

これまで、当社は廃棄物処理のエキスパートとして、常に時代のニーズに応え、確かな技術でお客様からの信頼・信用を得ることに、誠心誠意努力してまいりました。

これからも社会・お客様のニーズに応え、最上級の満足を頂けますよう、「安心・安全」をキーワードに、信頼され信用される企業であり続けるよう、全社一丸となって邁進してまいります。

(2) 経営環境

当社グループが属する業界は主要顧客である製造業、建設業界がアベノミクスやオリンピック招致からその業績の底上げが見込まれております。その一方で行政による「循環型社会」の実現の一環として、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する「廃棄物ゼロ社会」実現を標榜する動きも出ております。そのような動きを背景に産業廃棄物において今後想定されるインフラの改修・建設等から建設廃棄物の増加が想定される一方、その他の廃棄物は一層の3Rの推進から逓減することが予想されます。

(3)対処すべき課題

コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けており、役職員全員の法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

新規廃棄物処理施設の拠点展開

事業地域を拡大し、成長を続けるためには需要が見込める有望地域への新規廃棄物処理施設の展開が不可欠となります。太平洋ベルト近辺に中間処理施設及び最終処分場の設置候補地を選定し、同時並行的に計画を推進することで、早期に設置許可を取得し、事業の更なる拡大を目指す方針であります。特に、廃棄物排出量が最も多い関東に隣接する地域への拠点展開に注力し、焼却施設及び最終処分場の設置候補地を選定してまいります。なお、新規廃棄物処理施設の展開については、自社での対応だけに限定せず、戦略的M&Aなど柔軟かつスピーディに対応する方針であります。

当社は現在、浜松市北区に新規最終処分場の設置を計画しております。

当該計画は、埋立容量300万㎡を超える東海地区でも大型の管理型最終処分場となります。本計画については、 浜松市の定める条例手続が平成29年9月22日に終了となり、廃棄物処理法による設置許可申請が同年9月27日に 同市に受理されております。

なお、最終処分場の設置は大規模案件でもあり稼働までには一定期間を要します。

稼働時期につきましては、2022年4月(平成34年4月)以降を予定しております。

優秀な人材の確保と育成

当社グループの主たる業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の非常に厳しい法的規制を受けております。

法令遵守及び専門的知識に基づいた適切なサービスの提供は今後の当社グループの業績向上や成長には欠くことの出来ない重要な要素であり、そのためには、優秀な人材の採用と教育が重要な課題と認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を実施し、当社グループの経営方針、姿勢に共感を持った人材の採用と、従業員のモチベーション向上のための人事制度の構築及び働きやすい職場環境の推進と、さらなるワークライフバランスの向上が必要と考えております。人材育成においては、外部講習の受講、各種資格取得の奨励、社内勉強会の支援等、法令遵守及び専門知識の習得に重点をおいた取り組みを積極的に図ってまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資家の判断にとって重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。また、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)「廃棄物処理法」について

法的規制について

当社グループは、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理を主たる業としており、当該事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)及びその関係法令等により規制されております。基本法である「廃棄物処理法」では、廃棄物の適正処理のための様々な規制を行っております。基本的に廃棄物処理業は許可制であり、業務にあたっては各都道府県知事又は政令市長の許可が必要とされ、廃棄物処理施設の新設・増設に関しても各都道府県知事又は政令市長の許可を必要とする旨規定されております。

当社グループは、「廃棄物処理法」に基づいて廃棄物の処理を行うために必要な許可を取得しておりますが、 万一「廃棄物処理法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消し等の行政処分を受けた場合 は、当社グループの事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、「廃棄物処理法」及びその関係法令以外にも、「毒物及び劇物取締法」や「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」、「労働安全衛生法」等による規制を受けております。これらの法規制の改廃や新たな法規制、条例等の制定による規制強化があった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(主要な法的規制)

対 象	法 令 等 名	監督官庁	法 的 規 制 の 内 容
収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の許可基準、収集、運搬、保管、委託契 約、及び産業廃棄物管理票に関する基準
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の中間処理に関する許可基準、処理、保 管、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の最終処分に関する許可基準、処理、委 託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
最終処分場	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃 棄物の最終処分場に係る技術上の基 準を定める省令		最終処分場の構造、維持管理に関する基準

(主要な行政指導)

(工女なり」以刊会)			
対 象	監督官庁	行 政 指 導	行 政 指 導 の 概 要
	静岡県		廃棄物処理委託先の実地確認等に関する基準
 廃棄物処理委託	浜松市	 廃棄物処理に関する条例	
院果彻处 垤安 甙 	愛知県		
	岐阜県		
産業廃棄物積替保管	浜松市	廃棄物処理に関する条例	産業廃棄物の積替保管の許可の基準
	静岡県		県外廃棄物の搬入における協議・報告に関する基準
県外廃棄物搬入 I	浜松市	 廃棄物処理に関する条例	
	愛知県	(発表物処理に関する示例	
	岐阜県		
施設維持管理	浜松市	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理施設の維持管理状況の公開に関する基準

廃棄物処理業の許可について

「廃棄物処理法」上、一般廃棄物処理業許可の有効期間は2年間、産業廃棄物処理業許可の有効期間は5年間(優良認定を受けている場合は7年間)とされており、当該有効期間を超えて事業を継続する場合には許可を更新する必要があります。また、当社グループの新たな事業展開に際し、事業範囲の変更許可又は事業許可の新規取得が必要となる場合があり、これらの更新や許可取得のためには「廃棄物処理法」上の基準(第14条第5項又は第10項等)に適合していることが要求されます。

現在のところ、当社グループは当該基準に適合しており、許可更新の障害となる事由はありません。しかしながら、今後の許可の更新、変更許可又は新規許可取得時におきまして当社グループが当該基準に不適合と判定さ

れた場合、更新等が認められないこととなります。このような場合には一部又は全部の業務を停止せざるを得ず、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、「廃棄物処理法」上、不法投棄、無許可営業、無許可事業内容変更又はマニフェスト虚偽記載等の違法 行為を行い、行政処分を受ける、もしくは申請者が欠格要件(「廃棄物処理法」第14条第5項第2号)に該当す るなど一定の要件(「廃棄物処理法」第14条の3、第14条の3の2等)に該当する場合には、当社グループに対 し事業の停止命令又は許可の取消処分がなされる場合があります。

当社グループにおきましては、従業員教育と内部監査により法令遵守の徹底を図っており、法令に則さない処理が行われないよう努めております。しかしながら、役員や従業員の過失により万一法令に抵触する行為があった場合には、事業の停止や許可の取消しによって当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

以下は当社グループが当連結会計年度末において保有している「廃棄物処理法」に基づく許可の一覧であります。なお、「廃棄物処理法」において、有効期限前に更新申請をした場合、その許可・不許可が決定するまでは、従前の許可が有効となります。

(株式会社ミダック)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

(Zestes de la section de la s			
都道府県・市名	有効期限	許可番号	
浜松市(優良)	平成35年4月12日	第06311001642号	
静岡県(優良)	平成35年2月9日	第02201001642号	
愛知県(優良)	平成36年11月26日	第02300001642号	
岐阜県(優良)	平成30年9月3日	第02100001642号	
三重県(優良)	平成35年8月25日	第02400001642号	
神奈川県	平成30年9月21日	第01402001642号	
東京都	平成30年10月17日	第1300001642号	
千葉県	平成31年11月15日	第01200001642号	
長野県	平成30年8月19日	第2009001642号	
滋賀県	平成30年8月20日	第02501001642号	
山梨県	平成35年3月18日	第01900001642号	
/ 女坐房吞临时八坐先丁、			

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	平成35年4月12日	第06321001642号
静岡県(優良)	平成36年 3 月29日	第02221001642号
豊橋市(優良)	平成30年4月5日	第09620001642号
岐阜県(優良)	平成37年1月7日	第02120001642号

(特別管理産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	平成34年7月13日	第06371001642号
静岡県(優良)	平成36年3月29日	第02271001642号
豊橋市(優良)	平成30年4月5日	第09670001642号
岐阜県(優良)	平成37年1月7日	第02170001642号

(一般廃棄物収集運搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	平成30年3月31日	第2号
磐田市	平成30年3月31日	第16-01-020号
袋井市	平成30年3月31日	袋井市一廃許可第20号
森町	平成30年 5 月31日	森住環許可第12号
掛川市	平成31年9月8日	11号
御前崎市	平成30年 3 月31日	御環許可第27-13号
富士宮市	平成30年3月31日	富生許第6号(注)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

(19)的百姓庄未况来的权未连派来们 (1)				
都道府県・市名	有効期限	許可番号		
浜松市(優良)	平成34年8月3日	第06361001642号		
静岡県(優良)	平成34年8月3日	第02251001642号		
愛知県(優良)	平成34年 9 月26日	第02350001642号		
岐阜県(優良)	平成30年9月3日	第02150001642号		
三重県(優良)	平成35年10月26日	第02450001642号		
神奈川県	平成31年2月20日	第01452001642号		
東京都	平成32年 5 月25日	第1356001642号		
長野県	平成30年8月19日	第2059001642号		
滋賀県	平成30年8月20日	第02551001642号		

(産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

(注水ルストルと土ルの味)	(
都道府県・市名	有効期限	許可番号			
浜松市(破砕施設)		浜保環第1564号			
浜松市(破砕施設)		第011108221号			
静岡県(焼却施設)		第050110019号			
静岡県(脱水施設)		第050120015号			
静岡県(中和施設)		第050120014号			
静岡県(シアン分解施設)		第050111039号			
静岡県(油水分離施設)		第050120012号			
岐阜県(脱水施設)		岐阜県指令廃対第52号の6			
岐阜県(油水分離施設)		岐阜県指令廃対第52号の7			
岐阜県(油水分離施設)		岐阜県指令廃対第52号の7			

(一般廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
静岡県(焼却施設)		循廃第47-2号

(一般廃棄物処分業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
富士宮市	平成30年3月31日	富生許第6号(注)

(注)一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する許可と なっております。

(株式会社三晃)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	平成32年 2 月12日	第02310004488号
岐阜県	平成31年7月19日	第02100004488号
三重県	平成32年3月19日	第02400004488号
山口県	平成34年 2 月26日	第03500004488号
北九州市	平成33年2月20日	第07600004488号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	平成32年 2 月12日	第02320004488号

(株式会社ミダックはまな) (産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号	
静岡県	平成32年8月31日	第02201009796号	
(

(一般廃棄物以集連搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	平成30年3月31日	第25号

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	平成30年 9 月23日	第02360004488号
岐阜県	平成30年7月4日	第02150004488号
三重県	平成30年 5 月25日	第02450004488号
山口県	平成34年 2 月26日	第03550004488号
北九州市	平成30年8月18日	第07650004488号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号				
浜松市(優良)	平成35年7月28日	第06331009796号				

(産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(最終処分場)		第080114221号
浜松市(最終処分場)		第070114323号

(2) 廃棄物の最終処分場について

最終処分場の維持管理について

操業中の最終処分場につきましては、受入廃棄物の確認、施設点検、水質検査等を実施し、環境への影響を監視しており、また、操業が終了した後も周辺環境に影響が出なくなるまで長期間(当局の許可が下りるまで)に亘って維持管理を行うことが義務づけられております。当社グループといたしましては、操業中及び操業終了後の処分場を徹底した遵法体制の下に維持管理していく方針でありますが、万一天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する事態が発生した場合、企業としての信用を毀損し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

新規最終処分場の開発について

最終処分場は所定の埋立容量を埋めてしまうと操業を終了することとなるため、当社グループでは事業計画に沿って、新たな最終処分場の開発計画を推進しております。最終処分場の開発にあたっては、事前に関係する法律、自治体の条例等を充分調査したうえで、開発計画を立案するとともに、環境影響調査の実施や周辺住民との合意形成に努めるなど、出来る限りの対応を講じておりますが、予期せず環境に影響する安全性の確保が難しい場合や住民反対運動が重大化した場合などにより、開発を延期や中止の判断をせざるを得なくなることがあります。計画が遅延すれば、コストの高い他社の最終処分場を利用する必要性が高まりますし、計画が中止となれば既支払額が毀損する可能性があり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 自然災害、火災、事故等について

中部地方における大規模な地震の発生や富士山の噴火が懸念されていることは既に周知の事実でありますが、そのような事態に備えて、当社グループにおきましては「事業継続計画」(BCP)を策定する一方、同業者と「災害時相互応援協定」を締結しており、有事の際にも事業への影響が小さくなるよう努めております。しかしながら、万一東海地震が発生した場合、東海4県に事業拠点と顧客の大半が集中している当社グループにとっては大きな打撃となり、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは廃棄物の収集運搬に多数の車両を利用しているほか、廃棄物処理施設では危険物、毒物及び劇物を扱っております。業務の遂行にあたり、人命の尊重を最優先とし安全対策に努めておりますが、重大な火災、事故等を発生させてしまった場合は、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4)特別管理廃棄物の取扱いについて

特別管理廃棄物とは、廃棄物のうち爆発性、感染性、毒性その他健康や住環境に被害を及ぼす恐れがあり、特別な取扱いを要する物を指します。当社グループでは、様々な特別管理廃棄物について取扱いの許可を取得しており、事業展開における優位性の一つにもなっております。しかしながら、運搬車両や処理施設が不慮の事故や災害に遭遇し、特別管理廃棄物の流出等の事態を招いた場合には、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5)借入金への依存度について

一般に、廃棄物処理業は装置産業であり、施設設置には多額の資金を要します。当社グループにおきましては、 平成27年12月に最終処分場を運営する産業廃棄物処理会社を買収したことにより当連結会計年度末の有利子負債 残高は、4,381百万円となっております。

当社グループの有利子負債依存度は当連結会計年度末で54.1%であり、資金調達は主に銀行からの借り入れに依存しております。そのため、金利の上昇傾向が続いた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)業界における競争の激化について

環境ビジネスの一角として廃棄物処理業への注目は今後一層高まるものと予想され、それに伴って他業界からの 新規参入も増加するものと考えられます。当社グループが事業基盤としている地域で新規参入による過当競争が 発生した場合、価格競争から収益性が低下して当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 固定資産の減損について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当連結会計年度末における当社グループの固定資産は5,268百万円であり、そのうち、株式会社ミダックはまな等の買収により発生したのれんが1,899百万円を占めております。これらののれんにつきましては、のれんの効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんを含め、固定資産について減損が生じていると判断される場合、当社グループは、減損損失を計上する必要があり、当該減損損失の計上は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 顧客情報の流出について

当社グループにおきましては、廃棄物の処理に関連して多くの顧客情報を取り扱っており、それらの情報に対する守秘義務を忠実に履行すべく努めております。しかしながら、管理の不徹底等により情報が外部に漏洩した場合、当社グループの社会的信用の低下とともに損害賠償請求等が発生して、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9)地域住民との関係について

当社グループにおきましては、処理施設を設置している地域の周辺住民とは緊密に連絡を取り合い、相互理解の下に事業活動が円滑に進むよう配慮しており、各施設と周辺住民の関係は概ね良好に推移いたしております。しかしながら、流布される風評や報道内容に対する解釈の仕方によっては、地域住民と当社グループの間に見解の相違が生じ、地域住民との関係が悪化して、処理施設の操業が不可能になった場合、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) その他留意すべき事項

「廃棄物処理法」第7条の2第3項及び第14条の2第3項、並びに廃棄物処理法施行規則第10条の10第1項第2号ハでは、「発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者」の変更を廃棄物処理許可の届出事項として定めています。許可の新規取得や更新の申請時においても、発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者について、書類の届出事項となっております。従いまして、当社の発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者は住民票の写し、登記事項証明書等の提出が必要になります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内需要の持ち直しや輸出の回復に支えられ、引き続き良好な企業収益を維持し、設備投資も底堅く推移するなど、緩やかな景気回復が続きました。

廃棄物処理業界におきまして、当社の主要顧客である製造業から排出される廃棄物は、国内景気の回復を受け堅調に推移いたしました。また、建設業から排出される廃棄物は、関東方面における旺盛な建設需要に支えられ安定的に推移いたしました。一方で、競合他社との価格競争の激化など、引き続き予断を許さない状況が続きました。

このような状況において、当社は、引き続き自社処理施設の稼働率向上及び収益性向上に向け、営業部門と事業 部門が連携し、受注強化に努めてまいりました。当社の連結子会社で最終処分場を有する株式会社ミダックはまな におきましては、当社と連携し廃棄物の受入強化を図るべく販路拡大及び広域営業を展開した結果、売上高は大幅 に増加しました。加えて、グループ内で排出される廃棄物に関しては、同社でこれを内製化するなど、廃棄物一貫 処理体制のもと、利益向上に努めてまいりました。

また、将来を見据えた新規事業として、新たな最終処分場の設置計画を推進してまいりました。進捗状況としましては、浜松市の定める条例手続きが平成29年9月22日に終了となり、廃棄物処理法による設置許可申請が同年9月27日に同市に受理されております。なお、最終処分場の設置は大規模案件でもあり、稼働までに一定期間を要することから、2022年4月(平成34年4月)以降の稼働を予定しております。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a.財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ316百万円増加し、8,098百万円となりました。 当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ426百万円減少し、5,927百万円となりました。 当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ742百万円増加し、2,170百万円となりました。

b.経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高4,244百万円(前年同期比10.7%増)、営業利益883百万円(同49.5%増)、経常利益839百万円(同42.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益492百万円(同71.5%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

廃棄物処分事業は、売上高3,383百万円(同15.2%増)、セグメント利益1,109百万円(同52.4%増)となりました。

収集運搬事業は、売上高692百万円(同1.6%減)、セグメント利益125百万円(同21.3%減)となりました。 仲介管理事業は、売上高168百万円(同13.0%減)、セグメント利益98百万円(同24.8%減)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、法人税等の支払額、長期借入金の返済による支出等の要因により一部相殺されたものの、税金等調整前当期純利益が839百万円(前年同期比42.2%増)と増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ428百万円増加し、当連結会計年度末には1,903百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は990百万円(前年同期比6.4%減)となりました。

これは主に、収入要因として税金等調整前当期純利益839百万円、減価償却費351百万円、のれん償却額250百万円、支出要因として売上債権の増加額112百万円、法人税等の支払額429百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は252百万円(同5.9%減)となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出254百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は309百万円(同44.3%減)となりました。

これは主に、収入要因として株式の発行による収入281百万円、長期借入れによる収入150百万円、短期借入金の純増額100百万円、支出要因として長期借入金の返済による支出693百万円、社債の償還による支出110百万円

等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a . 生産実績

当社グループの生産実績の内容は、販売実績とほぼ一致しているため、c.販売実績をご参照下さい。また、当社グループにおける生産実績とは、廃棄物の処理実績を意味します。

b . 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高 (千円)	前年同期比(%)
廃棄物処分事業	3,389,125	115.5	25,195	128.2
収集運搬事業	692,355	98.4	-	-
仲介管理事業	168,892	87.2	2,325	142.4
合計	4,250,374	110.9	27,520	129.3

- (注)1.受注残高は、連結会計年度末現在における搬入済みの処理受託廃棄物等の受託金額で計上しております。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c.販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比(%)
廃棄物処分事業 (千円)	3,383,580	115.2
収集運搬事業(千円)	692,355	98.4
仲介管理事業 (千円)	168,199	87.0
合計 (千円)	4,244,136	110.7

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上の主要な販売先がないため相手先別の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容等

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a.経営成績等

1)財政状態

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,829百万円となり、前連結会計年度末に比べ602百万円増加しました。これは主に、現金及び預金の増加額428百万円、受取手形及び売掛金の増加額112百万円等によるものであります。また、固定資産は5,268百万円となり、前連結会計年度末に比べ286百万円減少しました。これは主に、のれんの減少額250百万円等によるものであります。

この結果、総資産は、8,098百万円となり、前連結会計年度末に比べ316百万円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,337百万円となり、前連結会計年度末に比べ197百万円増加しました。これは主に、短期借入金の増加額100百万円等によるものであります。また、固定負債は3,589百万円となり、前連結会計年度末に比べ624百万円減少しました。これは主に、長期借入金の減少額555百万円等によるものであります。

この結果、負債合計は、5,927百万円となり、前連結会計年度末に比べ426百万円減少しました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は2,170百万円となり、前連結会計年度末に比べ742百万円増加しました。これは、新株式発行による資本金の増加額143百万円、資本剰余金の増加額143百万円、親会社株主に帰属する当期純利益492百万円を計上したこと等による利益剰余金の増加額455百万円によるものであります。

2)経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、連結子会社の株式会社ミダックはまなの受託量が好調であったことにより、4,244百万円(前年同期比10.7%増)となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は2,139百万円(同23.0%増)となり、売上高に対する比率は50.4%となりました。売上高の増加に加え、廃棄物処理費に関しては、連結子会社で最終処分場を有する株式会社ミダックはまなでの内製化を推進し、原価率は改善されました。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は883百万円(同49.5%増)となり、売上高に対する比率は20.8%となりました。 販売費及び一般管理費は、搬入量の増加に伴い営業管理手数料が増加しました。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は839百万円(同42.2%増)となり、売上高に対する比率は19.8%となりました。 営業外損益におきましては、固定資産売却損益が計上されたほか、支払利息が減少しました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は492百万円(同71.5%増)となり、売上高に対する比率は11.6%となりました。増益により法人税、住民税及び事業税が増加しました。

3)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、関東方面における建設需要の高まりを背景に、連結子会社で最終処分場を有する株式会社ミダックはまなにおいて廃棄物の受託量が大幅に増加し、増収増益となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前述の「第2事業の状況 2事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c.資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保及び適切な流動性の維持を図るにあたり、営業活動で得られた資金により設備投資の資金をまかなうことを基本方針としております。

当社グループは、手元流動性等の水準から、十分な流動性を確保していると考えておりますが、この資金を効率的な拡大再生産に振り向けていくことが経営課題であると認識しております。

なお、当社グループは、現在取引している金融機関と良好な関係を築いております。

今後の重要な資本的支出の予定につきましては、基本的に自己資金や増資資金で得られた資金を財源とする予定でありますが、新規最終処分場の計画につきましては、大規模かつ稼働までに一定期間を要することから、金融機関からの借入金によって資金を調達する予定であります。

d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(廃棄物処分事業)

連結子会社の株式会社ミダックはまなの受託量が増加したことに加え、当社における水処理及び破砕の中間処理が好調に推移し、売上高は3,383百万円(前年同期比15.2%増)となり、セグメント利益は1,109百万円(同52.4%増)となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ386百万円減少の4,840百万円となりました。

(収集運搬事業)

一般廃棄物の受託量が低調に推移し、売上高は692百万円(同1.6%減)となり、セグメント利益は125百万円(同21.3%減)となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ17百万円増加の146百万円となりました。

(仲介管理事業)

スポット案件の受注が低調に推移し、売上高は168百万円(同13.0%減)となり、セグメント利益は98百万円(同24.8%減)となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ120百万円増加の431百万円となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資は、維持更新及び処理能力の向上を目的とし、廃棄物処分事業におきましては最終処分場関連設備、焼却関連設備の取得、収集運搬事業におきましては収集運搬車両の取得等、総額は310百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

					帳簿個	西額			
事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	のれん (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
本社	廃棄物処分事業	総括業務設備			335,240				106
(浜松市東区)	収集運搬事業	水処理設備	126,768	102,904	(6,710)	-	30,335	595,249	(19)
(無位用来区)	仲介管理事業	収集運搬設備			[8,413]				(13)
豊橋事業所		破砕選別混練			87,902				5
(愛知県豊橋市)	廃棄物処分事業	設備	57,825	0	(8,828)	-	0	145,728	-
(发加乐豆恂川)		記/相			[126]				(1)
富士宮事業所	廃棄物処分事業	焼却破砕設備	245.739	313,833	180,000	104,323	1.726	945 622	33
(静岡県富士宮市)	(静岡県富士宮市) 展果初処万事業	光石 以 计	245,739	245,739 313,033	(6,759)	104,323	1,720	845,622	(1)
関事業所					21,914	·			5
(岐阜県関市)	廃棄物処分事業	水処理設備	32,429	6,028	(1,291)	-	466	60,839	-
(収字宗送巾 <i>)</i> 					[1,638]				(-)

- (注) 1.帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には 消費税等は含めておりません。
 - 2.上記中[]内は、賃借中の土地の面積で、外書であります。年間賃借料は8,419千円であります。
 - 3.従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

株式会社ミダックはまな

平成30年3月31日現在

			帳簿価額					
事業所名 (所在地)	セグメントの名 称	設備の内容	機械装置及 び運搬具 (千円)	最終処分場 (千円) (面積㎡)	のれん (千円)	施設設置権 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
遠州クリーンセ ンター (浜松市西区)	廃棄物処分事業	最終処分 設備	2,156	237,396 (12,273) [14,751]	1,249,152	252,800	1,741,505	6 (-)
浜名湖クリーン センター (浜松市西区)	廃棄物処分事業	最終処分 設備	17	496,101 (47,565)	545,606	68,000	1,109,725	5 (1)

- (注) 1. 最終処分場については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。なお、金額には消費税等は含めておりません。
 - 2.上記中[]内は、賃借中の土地の面積で、外書であります。年間賃借料は1,691千円であります。
 - 3.従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書しております。

株式会社三晃

平成30年3月31日現在

			帳簿価額					
事業所名 (所在地)	セグメントの名 称	設備の内容	建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
春日井工場 (愛知県春日井市)	廃棄物処分事業	選別混練 施設	3,042	0	80,452 (2,324)	201	83,696	4 (1)

(注) 1.帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には 消費税等は含めておりません。 2.従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

<u> </u>	事業所名 ト		セグメン ・ 設備の内容・・		投資予定額		着手及び 完了予定年月		完成後の
会社名	(所在地)	の名称	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	方法	着手	完了	増加能力
当社	富士宮事業所 (静岡県富士宮市)	廃棄物 処分事業	焼却設備	285,900	-	借入金 増資資金	平成30年 5月	平成31年 12月	(注)2
当社	新最終処分場 (浜松市北区)	廃棄物 処分事業	最終処分場 土地・設備	未定	229,199	借入金	平成20年 12月	未定	(注)3
当社	産廃収運グループ (浜松市東区)	収集運搬 事業	収集運搬 設備	73,266	-	自己資金 増資資金	平成30年 4月	平成31年 10月	(注)2
当社	一般収運グループ (浜松市東区)	収集運搬 事業	収集運搬 設備	60,400	1	自己資金 増資資金	平成30年 8月	平成31年 4月	(注)2
株式会社 ミダック はまな	遠州クリーンセンター (浜松市西区)	廃棄物 処分事業	最終処分場 設備・運搬具	103,400	1,899	自己資金	平成30年 4月	平成31年 10月	(注)2

- (注) 1.上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
 - 3.新最終処分場の設備投資については、今後も長期に亘り継続的に開発を行う予定であり、最終的な完了予定時期及び投資総額につきましては未定でありますが、平成31年3月期及び平成32年3月期におきまして、最終処分場土地及び設備の取得による支出が発生する可能性があります。

なお、当処分場の種類は管理型最終処分場であり、完成後の最終的な総埋立容量は約300万㎡となります。増加能力に関連する参考情報として、既存の最終処分場(管理型最終処分場:遠州クリーンセンター)の廃棄物の埋立容量を示すと、約41万㎡であります。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,300,000
計	12,300,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,322,300	3,322,300	名古屋証券取引所市場第二部	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	3,322,300	3,322,300	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権(平成20年11月26日臨時株主総会決議、平成20年11月26日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)	
決議年月日	平成20年11月26日	-	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名	-	
新株予約権の数(個)	5	同左	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	2,500(注)6	2,500(注)6	
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	720 (注) 6	720 (注) 6	
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月27日 至 平成30年11月26日	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 720(注)6 資本組入額 360(注)6	発行価格 720(注)6 資本組入額 360(注)6	
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左	

(注)1.当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数に ついてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会 社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と 認める株式数の調整を行うこととします。 2. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券を除く)する場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

既発行株式数 + 新規発行株式数

3.新株予約権の行使条件は次のとおりです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は 当社子会社の取締役、監査役、又は従業員の地位にあることを要するものとします。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。

その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

- 4. 新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要することとします。
- 5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の内容に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める期間の初日から株式がいずれかの証券取引所に上場した日の6か月経過後又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書または計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

6.平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年7月31日 (注)1	3,070,347	3,076,500	1	273,640	-	296,420
平成29年12月21日 (注)2	182,000	3,258,500	108,836	382,476	108,836	405,256
平成30年1月22日 (注)3	49,800	3,308,300	29,780	412,256	29,780	435,036
平成30年2月1日 (注)4	1,000	3,309,300	360	412,616	360	435,396
平成30年2月9日 (注)4	500	3,309,800	180	412,796	180	435,576
平成30年3月14日 (注)4	12,500	3,322,300	4,500	417,296	4,500	440,076

(注) 1. 平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,070,347株増加し、3,076,500株となっております。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,300円引受価額 1,196円資本組入額 598円払込金総額 217.672千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格1,300円資本組入額598円割当先岡三証券㈱

4.新株予約権の行使による増加であります。

(5)【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株
区分	政府及び地	金融機関	金融商品取	その他の法	外国法	去人等	個人その他	計	単元朱棡休 式の状況 (株)
	方公共団体	並微減	引業者	人	個人以外	個人	個人 500 個	āI	(1/1/)
株主数 (人)	-	6	8	13	4	1	809	841	-
所有株式数 (単元)	-	289,600	8,000	1,131,300	86,400	100	1,806,600	3,322,000	300
所有株式数の割 合(%)	-	8.71	0.24	34.05	2.60	0.00	54.38	100.00	-

(6)【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社フォンスアセット マネジメント	浜松市中区板屋町 2 番地 シティタワー浜松 2 7 0 2	1,050	31.60
熊谷勝弘	浜松市東区	586	17.63
ミダック従業員持株会	浜松市東区有玉南町2163番地	247	7.45
熊谷裕之	浜松市中区	194	5.85
高橋由起子	浜松市中区	190	5.71
矢板橋一志	浜松市中区	182	5.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	75	2.25
名古屋中小企業投資育成株式会社	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	75	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	65	1.97
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町1丁目10番地	65	1.95
計	-	2,731	82.21

- (注)1.株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。
 - 2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、65千株であります。

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	1	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	1	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,322,000	33,220	-
単元未満株式	普通株式 300	ı	-
発行済株式総数	普通株式 3,322,300	ı	-
総株主の議決権	-	33,220	-

⁽注)平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,070,347株増加しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的実施を基本としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当の基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日として、配当できる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

当事業年度の配当金につきましては、1株当たり12円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は10.0%となりました。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効 に活用してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)
平成30年 5 月25日 取締役会決議	39,867	12

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	-	-	-	-	2,037
最低(円)	-	-	-	-	1,433

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所市場第二部におけるものであります。

なお、平成29年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当 事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	-	-	2,037	1,823	1,800	1,805
最低(円)	-	-	1,685	1,725	1,433	1,680

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所市場第二部におけるものであります。

なお、平成29年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		矢板橋 一志	昭和39年 4 月17日生	昭和63年10月 平成15年7月 平成16年7月 平成17年4月	大和染工㈱入社 小島清掃㈱(現㈱ミダック) 入社 同社営業本部営業部長 同社代表取締役社長 ㈱ミダックホールディングス (現㈱ミダック)代表取締役 社長 当社代表取締役社長(現任) 安全管理室長	(注)4	182,500
専務取締役		熊谷 裕之	昭和35年 1 月16日生	昭和55年3月 昭和59年9月 平成16年7月 平成22年4月 平成25年4月 平成27年4月	小島清掃㈱(現㈱ミダック) 入社	(注)4	194,500
取締役		武田 康保	昭和42年7月29日生	平成9年2月 平成16年5月 平成17年4月 平成18年4月 平成18年10月 平成22年4月	大光電機㈱入社 (旬インフィニ・プレイン入社 (㈱ミダック入社 当社監査役 (㈱ミダックホールディングス (現㈱ミダック) 取締役 同社取締役総務統括部長 当社取締役(現任) 当社産廃事業本部副本部長 (㈱三晃取締役(現任)	(注)4	45,500
取締役	管理部長	加藤 恵子	昭和45年 6 月 1 日生	平成5年4月 平成13年1月 平成14年4月 平成18年8月 平成22年4月 平成28年4月	佐藤澄男税理士事務所(現税 理士法人名南経営)入所 税理士登録 公認会計士・税理士祖父江良 雄事務所(現デロイトトー マツ税理士法人名古屋事務 所)入所	(注)4	45,000
取締役	経営企画部長	髙田 廣明	昭和43年4月9日生	平成14年8月 平成18年12月 平成19年6月	大光電機㈱入社 ㈱あさひ入社 ㈱ミダックホールディングス (現㈱ミダック)入社 同社取締役経営企画室長 当社取締役(現任) 当社経営企画部長(現任)	(注)4	42,500

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				平成6年2月	天龍木材㈱入社 同社経理部長 小島清掃㈱(現㈱ミダック) 入社		
取締役 (常勤監査等 委員)		井上 正弘	昭和26年8月19日生	平成17年4月	当社経理部長 (株)ミダックホールディングス (現株)ミダック)取締役 同社経理部長	(注)5	4,000
				平成22年4月	当社取締役(常勤監査等委		
				昭和60年4月	員)(現任) 弁護士登録		
社外取締役				平成9年8月	鈴木典行法律事務所開設 すずらん法律会計事務所所長 (現任)		
(監査等委員)		鈴木 典行	昭和26年 5 月29日生	平成15年3月 平成23年6月	税理士登録 当社監査役	(注)5	
				平成29年6月	当社取締役(監査等委員) (現任)		
				平成16年4月	公認会計士登録 福地公認会計士事務所開設 同所所長(現任)		
社外取締役 (監査等委員)		福地 誠司	昭和34年3月28日生	平成24年 1 月	税理士登録 福地誠司税理士事務所開設 同所所長(現任)	(注)5	
				平成24年6月 平成29年6月	当社監査役 当社取締役(監査等委員) (現任)		
					計		514,000

- (注) 1. 平成29年6月22日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって 監査等委員会設置会社へ移行しております。
 - 2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長井上正弘、委員鈴木典行、委員福地誠司

なお、監査等委員の監査、監督機能を強化し、取締役(監査等委員であるものを除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査グループと監査等委員会との十分な連携を可能にするため、井上正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

- 3.監査等委員である鈴木典行、福地誠司は、社外取締役であります。
- 4. 任期は平成30年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5.任期は平成29年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業は公器である」との基本理念に基づき、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力しております。その目的を実現させるためには、株主の権利と利益を守るための健全な経営とそれを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識しております。

この課題を達成するために、当社は各会議体が形骸的なものになることを排し、取締役、幹部社員に積極的な発言を行うことを奨励しております。また、日常的にも意思疎通を緊密にし、忌憚のない意見交換ができる自由な雰囲気を醸成することを心がけております。社長からの一方的な指示命令や馴れ合いの議論を排除し、リスクを考慮したうえで迅速な意思決定を行うとともに、相互の牽制を効かせることができる組織の構築を図っております。

その一方で当社は、監査等委員会を設置し監査等委員である取締役につきましては、それぞれの経験から、経営に対して厳格なチェックを行っております。また、経営企画部内部監査グループ及び部門間の相互監査により内部監査を行っております。

このような体制とすることで、迅速な意思決定と経営監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。なお、情報開示につきましては、ステークホルダー間に情報格差が生じないよう適時公正な情報開示を心がけてまいります。

会社の機関の状況及び内部統制システムの整備の状況

当社は、平成29年6月22日開催の定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

イ.取締役会

当社の取締役会は8名で構成されており、毎月1回定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の討議、 業務執行の監督を行っております。また、必要なときは機動的に臨時取締役会を開催しております。なお、当 社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は企業統治上必要最小限と認められる人数としており、取締 役会において活発な議論を行っております。

口.経営会議

毎月1回、当社の全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとしてグループ経営会議を開催しております。ここでは毎月の予算実績管理、部門計画の進捗管理を行うほか、社内のすべての重要事項が審議又は意見交換され、当社全体としてのベクトルを合わせるとともに経営上のリスクについても検討しております。

八.監査等委員会

当社の監査等委員会は常勤監査等委員1名と監査等委員2名(社外取締役)で構成され、策定した監査計画に基づき常勤監査等委員が監査を実施、月1回開催される監査等委員会にて報告、協議しております。

なお、常勤監査等委員の井上正弘は当社の経理部長及び旧親会社の株式会社ミダックホールディングスの経理部長を平成15年4月から平成18年3月まで勤め、通算29年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等に従事し、また、監査等委員の鈴木典行は、弁護士及び税理士として法律会計事務所を運営しており、監査等委員の福地誠司は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、各々専門的な知識と経験を有しております。

当社は、実態に即した迅速な経営とモニタリング強化の両立が図られ、従来の意思決定スピードを損なうことなく、経営における透明性、法令及び企業倫理遵守等の一層の向上が得られていると考えております。また、監査により、経営陣自らが法令等を遵守した経営を為しているかどうかを再確認するとともに、各部署等において会社の方針、規程に沿った業務遂行がなされているかどうかを検証しております。

二.内部監査

当社は、経営企画部内部監査グループ及び部門間の相互監査により内部監査を実施しております。内部監査の専従人員は2名であります。

経営企画部内部監査グループは、自部門を除く全ての部署を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果は 代表取締役社長及び監査等委員会に報告されております。また、部門間の相互監査を実施し、被監査部門に対 する具体的な助言、勧告を行い、改善状況を確認するなど、効果的な内部監査を実施しております。

ホ.会計監査

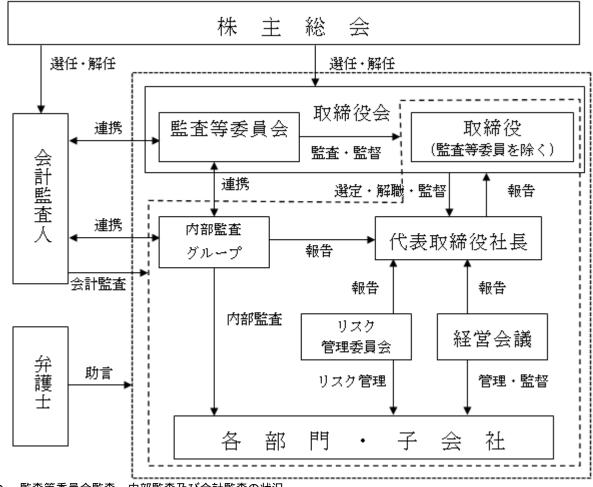
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 谷津 良明 指定社員 業務執行社員 坂部 彰彦 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 会計士試験合格者等 4名 その他 2名

当社の内部統制システムを図示しますと、次のとおりであります。



へ.監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の状況

内部監査については、各部署が経営方針、社内諸規程ならびに関係諸法令に準拠し適正に運営されているか について、計画的かつ網羅的に書類監査及び実地監査を実施することにより、経営の合理化及び効率化に資す るとともに、内部統制の充実を図っております。

監査等委員会監査については、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と適正な監視を行っており ます。また、取締役会に限らず社内の重要な会議等に出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視する とともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。

会計監査については、会計基準に準拠した適正な会計処理を行うべく、有限責任監査法人トーマツによる会 計監査を受けております。会計監査人と当社との間には特別の利害関係はなく、会計監査人と当社との間で、 監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

なお、監査等委員会、内部監査グループならびに会計監査人の三者の連携については、適時、打合せの機会 を設けることなどにより、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するように互いの監査の 実効性と効率性の向上を目指しております。

ト.内部統制システムの整備の状況

当社は、次のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、コーポレート・ガバナンス体 制の充実に取組んでおります。

- a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項 を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
 - (b) 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月1回の定時取締役会及び必要なときは機動的に臨時取締 役会を招集し、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
 - (c) 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執 行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関して は、必要に応じて内部監査グループと連携を図る体制となっております。

- (d) 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動 基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管 理を行っております。
- (e) 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内に設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。
- (f) 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査グループは定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査グループは、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報(議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等)を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して 組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。
 - (b) 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画(BCP)を策定し、 緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合 には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防 止に努めております。
 - (c) 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月1回開催し、当社の全取締役及び当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。
 - (b) 取締役会規程に従い、毎月1回の定時取締役会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。
 - (c) 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。
 - (b) 当社の全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月1回開催し、 業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グループ運営の適正を確保す る体制を整えております。
 - (c) グループ会社におきましても、当社の内部監査グループによる定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。
 - (d) 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の取締役及び監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。
- f. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。
 - (b) 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その 監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。

- g. 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。
 - (b) 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。
 - (c) 当社を含む、グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について、監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して、必要に応じて、説明を求めることができる体制をとっております。
 - (d) 上記報告がヘルプラインその他手続で本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて、報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けることがないよう保証しております。
- h. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行 について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。

- i. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査グループは、監査の実施において互いに連携 する体制となっております。
 - (b) 監査等委員である取締役(監査等委員会)は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち 意見交換を行う体制となっております。
- j. 反社会的勢力を排除するための体制
 - (a) 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - (b) 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。
 - (c) 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会的勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制の主管部署として安全管理室を設置しており、代表取締役社長を委員長、当社の取締役及び当社グループの主要幹部を委員とするリスク管理委員会を設置して、3ヶ月に1回以上の会合の場で、組織横断的に経営リスクの検討を行い、より具体的な作業を各部門にて対応しております。

また、安全衛生の適正な管理の観点から、安全管理室長を委員長、各職場から最低1名を委員とした安全衛生 委員会を設置して、毎月1回の会合の場で、社内の労働安全や衛生上の問題点抽出や改善への取組み状況の確認 を実施しております。

さらに、各部署において、それぞれの業務に存在するリスクを最小限化するための取組みを実施しており、例えば、ISO14001の認証・維持をすることにより、それぞれの業務におけるリスク対応を行っております。

社外取締役

当社の社外取締役は2名であり、監査等委員であります。

社外取締役鈴木典行氏は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 また、同氏はすずらん法律会計事務所の所長でありますが、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役福地誠司氏は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 また、同氏は福地公認会計士事務所及び福地誠司税理士事務所の所長でありますが、当社と兼職先との間に特別 の関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携により、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するように互いの監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当社は、監査等委員会設置会社として経営の意思決定機能をもつ取締役会に対し、監査等委員である取締役3 名中2名を社外取締役とすることで、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

役員報酬等

イ.役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(1.7.5.4)	報酬等の総額	‡	報酬等の種類別の総額(千円)			
役員区分	(千円)	栖蹄本基	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	員の員数 (人)
取締役(監査等 委員及び社外取 締役を除く。)	69,214	69,214				5
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除 く。)	4,500	4,500				1
監査役 (社外監査役を 除く。)	1,359	1,359				1
社外役員	4,590	4,590				4

(注) 平成29年6月22日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)は年額200,000千円であり、取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額30,000千円であります。

口.使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
14,400	2	使用人としての給与であります。

ハ.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会の決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額は、取締役(監査等委員であるものを除く。)については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。

取締役会の決議による剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を 定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役等の会社に対する責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。) 及び会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役(社外取締役を含む。)及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

非業務執行取締役等の会社に対する責任免除

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は法令が規定する金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)
提出会社	16,700	-	19,900	1,500
連結子会社	-	-	-	-
計	16,700	-	19,900	1,500

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

新株発行及び株式売出しに係る監査人から引受事務幹事会社への書簡の作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、特別な方針等は定めておりませんが、監査公認会計士等が策定した監査計画に基づいて両者で協議し、所定の手続きを経て決定しております。

第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,475,504	1,903,901
受取手形及び売掛金	з 420,217	3 532,924
たな卸資産	1 52,400	1 53,044
繰延税金資産	50,926	53,861
その他	228,632	288,113
貸倒引当金	634	1,941
流動資産合計	2,227,046	2,829,904
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 1,364,942	2 1,383,721
減価償却累計額	887,158	916,025
建物及び構築物(純額)	2 477,783	2 467,695
機械装置及び運搬具	2 3,047,810	2 3,036,302
減価償却累計額	2,555,831	2,600,203
機械装置及び運搬具(純額)	2 491,979	2 436,098
	1,435,185	1,438,764
減価償却累計額	634,916	705,266
最終処分場(純額) 最終処分場(純額)	800,269	733,498
土地	787,386	787,386
建設仮勘定	132,096	231,963
その他	201,590	197,607
減価償却累計額	165,688	164,181
- その他(純額)	35,901	33,425
有形固定資産合計	2,725,417	2,690,068
無形固定資産		
のれん	2,149,508	1,899,083
施設設置権	360,900	320,800
その他	79,274	71,998
無形固定資産合計	2,589,683	2,291,881
投資その他の資産		
長期貸付金	7,457	6,257
繰延税金資産	64,874	111,117
その他	174,798	175,076
貸倒引当金	7,457	6,257
投資その他の資産合計	239,672	286,193
固定資産合計	5,554,773	5,268,143
資産合計	7,781,820	8,098,047

		(十四:113)
	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,885	58,712
短期借入金	630,000	730,000
1年内償還予定の社債	110,000	75,000
1年内返済予定の長期借入金	668,624	680,432
未払法人税等	245,763	229,518
賞与引当金	46,534	52,614
その他	379,176	511,228
流動負債合計	2,139,983	2,337,505
固定負債		
社債	245,000	170,000
長期借入金	3,281,899	2,726,465
繰延税金負債	112,757	94,112
最終処分場維持管理引当金	471,469	493,282
資産除去債務	99,771	101,907
その他	3,030	3,898
固定負債合計	4,213,927	3,589,665
負債合計	6,353,911	5,927,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	273,640	417,296
資本剰余金	511,447	655,103
利益剰余金	642,821	1,098,476
株主資本合計	1,427,909	2,170,876
純資産合計	1,427,909	2,170,876
負債純資産合計	7,781,820	8,098,047

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

(単位	:	千	円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	3,833,383	4,244,136
売上原価	2,094,364	2,104,979
売上総利益	1,739,019	2,139,156
販売費及び一般管理費	1,148,247	1,256,053
営業利益	590,771	883,102
営業外収益		
受取利息	440	360
受取補償金	9,467	2,500
固定資産売却益	33,215	14,395
貸倒引当金戻入額	4,586	-
物品売却益	691	3,181
その他	5,328	3,887
営業外収益合計	53,729	24,325
営業外費用		
支払利息	50,113	44,576
固定資産売却損	-	14,684
その他	3,706	8,469
営業外費用合計	53,820	67,730
経常利益	590,680	839,696
税金等調整前当期純利益	590,680	839,696
法人税、住民税及び事業税	325,116	414,947
法人税等調整額	21,634	67,823
法人税等合計	303,482	347,124
当期純利益	287,198	492,572
親会社株主に帰属する当期純利益	287,198	492,572
【連結包括利益計算書】		

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	287,198	492,572
包括利益	287,198	492,572
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	287,198	492,572

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本			幼姿卒 会社
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	273,640	511,447	392,540	1,177,628	1,177,628
当期変動額					
剰余金の配当			36,918	36,918	36,918
親会社株主に帰属する 当期純利益			287,198	287,198	287,198
当期変動額合計	-	-	250,280	250,280	250,280
当期末残高	273,640	511,447	642,821	1,427,909	1,427,909

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	株主資本			☆次立 △≒↓	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	273,640	511,447	642,821	1,427,909	1,427,909
当期変動額					
新株の発行	143,656	143,656		287,312	287,312
剰余金の配当			36,918	36,918	36,918
親会社株主に帰属する 当期純利益			492,572	492,572	492,572
当期変動額合計	143,656	143,656	455,654	742,967	742,967
当期末残高	417,296	655,103	1,098,476	2,170,876	2,170,876

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	590,680	839,696
減価償却費	341,198	351,326
のれん償却額	250,425	250,425
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,593	107
賞与引当金の増減額 (は減少)	8,817	6,079
最終処分場維持管理引当金の増減額(は減少)	3,901	21,812
受取利息及び受取配当金	440	360
支払利息	50,113	44,576
固定資産売却損益(は益)	33,215	289
売上債権の増減額(は増加)	1,216	112,707
たな卸資産の増減額(は増加)	1,980	644
その他の流動資産の増減額(は増加)	62,460	57,808
仕入債務の増減額(は減少)	3,006	1,172
その他の流動負債の増減額(は減少)	11,865	89,695
その他	45,225	30,295
小計	1,302,898	1,461,611
利息及び配当金の受取額	440	360
利息の支払額	47,842	42,179
法人税等の支払額	207,263	429,406
補償金の受取額	9,722	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,057,955	990,386
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	305,258	254,741
有形固定資産の売却による収入	43,647	16,381
無形固定資産の取得による支出	5,356	15,534
貸付けによる支出	260	-
その他	1,436	1,182
投資活動によるキャッシュ・フロー	268,663	252,712
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	100,000
長期借入れによる収入	-	150,000
長期借入金の返済による支出	520,771	693,626
社債の発行による収入	98,386	-
社債の償還による支出	96,000	110,000
株式の発行による収入	-	281,267
配当金の支払額	36,918	36,918
財務活動によるキャッシュ・フロー	555,302	309,276
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	233,990	428,397
現金及び現金同等物の期首残高	1,241,514	1,475,504
現金及び現金同等物の期末残高	1,475,504	1,903,901

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

(株)三晃

㈱ミダックはまな

2 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 3.会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法(ただし、最終処分場、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7 ~ 38年 機械装置及び運搬具 5 ~ 17年 最終処分場 10年

口 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、施設設置権については、10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

口 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上 しております。

八 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間及び11年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 最終処分場の会計処理

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ロ 施設設置権の会計処理

施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、平成28年3月31日の企業結合により取得した最終処分場の経済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ハ 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計 上しております。

二 社債発行費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

ホ 株式交付費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

へ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「物品売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示していた6,019千円は、「物品売却益」691千円、「その他」5,328千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準 委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせなり範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3 月31日)
商品	1,790千円	1,570千円
仕掛品	4,586	6,077
原材料及び貯蔵品	46,023	45,396
 計	52,400	53,044

2 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
建物及び構築物	9,722千円	9,722千円
機械装置及び運搬具	5,659	5,659
- 計	15,381	15,381

3 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形	- 千円	3,500千円

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	
当座貸越極度額	1,400,000千円	1,400,000千円	
借入実行残高	630,000	730,000	
差引額	770,000	670,000	

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料手当及び賞与	382,619千円	396,280千円
賞与引当金繰入額	13,049	15,833
退職給付費用	4,727	4,004
貸倒引当金繰入額	-	107
減価償却費	85,938	87,460
のれん償却額	250,425	250,425
支払手数料	102,464	106,780

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ミダック(E33577) 有価証券報告書

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,153			6,153
合計	6,153			6,153
自己株式				
普通株式				
合計				

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年 6 月21日 定時株主総会	普通株式	36,918	6,000	平成28年3月31日	平成28年6月22日

(注)当社は、平成29年7月31日付けで普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	36,918	利益剰余金	6,000	平成29年3月31日	平成29年 6 月23日

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	6,153	3,316,147		3,322,300
合計	6,153	3,316,147		3,322,300
自己株式				
普通株式				
合計				

- (注)1.当社は、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。
 - 2. 普通株式の発行済株式総数の増加3,316,147株は、株式分割による増加3,070,347株、新株式発行に よる増加245,800株によるものであります。

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	36,918	6,000	平成29年3月31日	平成29年 6 月23日

⁽注)当社は、平成29年7月31日付けで普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。「1株 当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 5 月25日 取締役会	普通株式	39,867	利益剰余金	12	平成30年3月31日	平成30年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

		当連結会計年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	1,475,504千円	1,903,901千円
現金及び現金同等物	1,475,504	1,903,901

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,475,504	1,475,504	-
(2) 受取手形及び売掛金	420,217	420,217	-
資産計	1,895,721	1,895,721	-
(1) 買掛金	59,885	59,885	-
(2)短期借入金	630,000	630,000	-
(3) 1年内償還予定の社債	110,000	110,245	245
(4) 1年内返済予定の長期借入金	668,624	669,407	783
(5) 未払法人税等	245,763	245,763	-
(6) 社債	245,000	245,693	693
(7)長期借入金	3,281,899	3,286,682	4,783
負債計	5,241,171	5,247,677	6,506

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,903,901	1,903,901	-
(2) 受取手形及び売掛金	532,924	532,924	-
資産計	2,436,826	2,436,826	-
(1) 買掛金	58,712	58,712	-
(2)短期借入金	730,000	730,000	-
(3) 1年内償還予定の社債	75,000	75,043	43
(4) 1年内返済予定の長期借入金	680,432	680,886	454
(5) 未払法人税等	229,518	229,518	-
(6) 社債	170,000	170,310	310
(7)長期借入金	2,726,465	2,728,051	1,586
負債計	4,670,128	4,672,522	2,394

(注)1.金融商品の時価の算定方法に関する事項

<u>資 産</u>

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

自 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払法人税等
 - これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。
- (3) 1年内償還予定の社債、(4) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 社債、(7) 長期借入金 これらの時価は元利金の合計額を当該社債及び借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引 いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,475,504	-	-	-
受取手形及び売掛金	420,217	-	-	-
合計	1,895,721	-	-	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,903,901	-	-	-
受取手形及び売掛金	532,924	-	-	-
合計	2,436,826	-	-	-

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	630,000	-	-	-	-	-
社債	110,000	75,000	48,000	48,000	28,000	46,000
長期借入金	668,624	630,428	533,539	426,070	361,032	1,330,830
合計	1,408,624	705,428	581,539	474,070	389,032	1,376,830

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	730,000	-	-	-	-	-
社債	75,000	48,000	48,000	28,000	30,000	16,000
長期借入金	680,432	583,543	451,060	361,032	361,032	969,798
合計	1,485,432	631,543	499,060	389,032	391,032	985,798

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要 当社及び連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	3,538千円	- 千円
退職給付の支払額	3,538	-
退職給付に係る負債の期末残高	-	-

⁽注)退職給付に係る負債の前連結会計年度期首残高は、一部の連結子会社で採用しておりました特定退職 金共済制度におけるものであります。なお、前連結会計年度中に当該特定退職金共済制度を廃止してお ります。

3.確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度12,208千円、当連結会計年度11,574千円であります。

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

	平成20年11月ストック・ オプション(第4回)
付与対象者の区分及び	当社取締役1名
人数	当社子会社の従業員11名
株式の種類別のストッ	
ク・オプションの数	普通株式 18,500株
(注)	
付与日	平成20年11月26日
権利確定条件	付与日(平成20年11月26
	日)以降、権利確定日(株
	式がいずれかの証券取引所
	に上場した日)まで継続し
	て勤務していること。
対象勤務期間	付与日(平成20年11月26
	日)以降、権利確定日(株
	式がいずれかの証券取引所
	に上場した日)まで。
権利行使期間	自 平成22年11月27日
	至 平成30年11月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年7月31日付株式分割(普通株式1株につき 500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

平成20年11月ストック・ オプション(第 4 回)
16,500
-
-
16,500
-
-
16,500
14,000
-
2,500

(注) 平成29年7月31日付株式分割(普通株式1株につき500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成20年11月ストック・ オプション(第4回)
権利行使価格(円)	720
行使時平均株価(円)	1,762
付与日における公正な	
評価単価(円)	-

- (注) 平成29年7月31日付株式分割(普通株式1株につき500株の割合)による分割後の価格に換算して 記載しております。
- 3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与日において当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、株式の評価額を類似業種比準価額方式及び純資産価額方式の折衷法により算定した自社の株式評価額から行使価格を控除して算定しております。

4 . ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

2,575千円

(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額

14,202千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3 月31日)
繰延税金資産		
最終処分場維持管理引当金	141,498千円	139,557千円
土地時価評価差額	83,812	83,169
減損損失	157,774	177,879
その他	141,256	142,626
繰延税金資産小計	524,343	543,233
評価性引当額	406,192	362,774
繰延税金資産合計	118,150	180,458
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,349	1,835
施設設置権に対応する償却費用	112,757	107,756
繰延税金負債合計	115,107	109,592
繰延税金資産の純額	3,043	70,866
(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表		<u>す。</u>
	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	50,926千円	53,861千円
固定資産 - 繰延税金資産	64,874千円	111,117千円
固定負債 - 繰延税金負債	112,757千円	94,112千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3 月31日)
法定実効税率	30.0%	30.0%
(調整)		
のれん償却額	12.7	8.9
税額控除額	1.9	0.6
留保金課税額	3.6	2.7
評価性引当額の増減	3.3	4.8
連結子会社との税率差異	3.5	4.1
その他	0.2	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.4	41.3

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建設リサイクル法及びダイオキシン類対策特別措置法等に基づく中間処理施設閉鎖費用であります。

口 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を20年~31年と見積り、割引率は2.1%~2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算して おります。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	97,679千円	99,771千円
時の経過による調整額	2,091	2,136
期末残高	99,771	101,907

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「廃棄物処分事業」、「収集運搬事業」及び「仲介管理事業」の3つを報告セグメントとしております。

「廃棄物処分事業」は、企業から排出される汚泥等の凝集沈殿、中和処理や燃え殻、ばいじん等の選別、混練処理等により産業廃棄物の無害化処理を行ったり、環境負荷を低減する方法により、企業や地方公共団体等から排出される産業廃棄物、一般廃棄物等の総合的な焼却処理を行っております。また、リサイクル処理が困難な廃棄物や、リサイクル処理工程から排出される残渣などは、最終処分場にて処理を行っております。

「収集運搬事業」は、企業の工場、オフィス等から排出される産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬を 行っております。

「仲介管理事業」は他の廃棄物処理業者とのネットワークを構築する中で、当社の営業力を活用し、当該処理業者が求める廃棄物(排出事業者)を紹介しております。また、当該取引における事務を代行するというサービスを行っております。

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、当社の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に基づいております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。 セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

報告セグメント					調整額	連結財務諸表計上額
	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	計	(注)1	(注)2
売上高						
外部顧客への売上高	2,936,556	703,501	193,325	3,833,383	-	3,833,383
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	193,192	132	62,634	255,959	255,959	-
計	3,129,749	703,633	255,960	4,089,343	255,959	3,833,383
セグメント利益	728,099	159,944	130,451	1,018,494	427,722	590,771
セグメント資産	5,227,172	129,369	311,024	5,667,566	2,114,254	7,781,820
その他の項目						
減価償却費	249,390	51,383	7,456	308,229	32,968	341,198
のれん償却額	250,425	-	-	250,425	-	250,425
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	213,577	65,525	8,277	287,380	18,493	305,874

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

		報告セク	ブメント	調整額		
	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	計	(注)1	計上額 (注)2
売上高						
外部顧客への売上 高	3,383,580	692,355	168,199	4,244,136	-	4,244,136
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	187,916	312	108,585	296,813	296,813	-
計	3,571,496	692,667	276,785	4,540,950	296,813	4,244,136
セグメント利益	1,109,463	125,931	98,108	1,333,503	450,400	883,102
セグメント資産	4,840,273	146,559	431,989	5,418,822	2,679,225	8,098,047
その他の項目						
減価償却費	254,869	55,459	8,091	318,419	32,906	351,326
のれん償却額	250,425	-	-	250,425	-	250,425
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	113,936	73,915	10,233	198,085	112,060	310,146

(注)1.調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	11,545	26,574
全社費用	439,268	476,974
合計	427,722	450,400

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産 (単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産	2,114,254	2,679,225
合計	2,114,254	2,679,225

全社資産は、報告セグメントに帰属しない主に現金及び預金等であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に建設仮勘定及びソフトウエアの設備投資額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	合計
外部顧客への売上高	2,936,556	703,501	193,325	3,833,383

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産がないため該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	合計
外部顧客への売上高	3,383,580	692,355	168,199	4,244,136

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産がないため該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	全社・消去	合計
当期償却額	250,425	1	-	-	250,425
当期末残高	2,149,508	-	-	-	2,149,508

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	全社・消去	合計
当期償却額	250,425	-	-	-	250,425
当期末残高	1,899,083	-	-	-	1,899,083

【関連当事者情報】

- 1.関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2. 重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	464.13円	653.43円
1株当たり当期純利益	93.35円	157.01円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	- 円	156.90円

- (注) 1. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 2.前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、前連結会計年度においては当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 3.当社株式は、平成29年12月22日付で名古屋証券取引所市場第二部に上場したため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 - 4.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

· · · · Philippi and and a state of the stat				
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
1 株当たり当期純利益	93.35	157.01		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	287,198	492,572		
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	287,198	492,572		
普通株式の期中平均株式数(株)	3,076,500	3,137,123		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	156.90		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-		
普通株式増加数(株)	-	2,198		
(うち新株予約権(株))	(-)	(2,198)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権1種類(新株 予約権の数16,500株)。 詳細は、「第4 提出会 社の状況1.株式等の状 況(2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりで あります。	-		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)ミダック	第5回無担保社債	平成23年	69,000	27,000	0.6	なし	平成30年
(水)ニタック	おり凹無担体性膜	9 月26日	(42,000)	(27,000)	0.6	/4 U	9 月26日
(#t) > H' D	第6回無担保社債	平成25年	20,000	-	0.0	なし	平成30年
(株)ミダック	另 0 凹無担体仕損 	3月25日	(20,000)	(-)	0.6	<i>'</i> 40	3 月23日
(#t) > H D	第7同無担促社 傳	平成28年	80,000	60,000	0.2	<i>+</i> >1	平成33年
(株)ミダック	第 7 回無担保社債 	3月25日	(20,000)	(20,000)	0.3	なし	3 月25日
(##\ = # f	第8回無担保社債	平成28年	86,000	72,000	0.1	なし	平成35年
(株)ミダック	\$ 8 凹無担体位復 	3月25日	(14,000)	(14,000)	0.1	<i>'</i> 40	3 月24日
(株)ミダック	第9回無担保社債	平成28年	100,000	86,000	0.0	なし	平成35年
(体)ミタック	第9回無担体社員 	10月25日	(14,000)	(14,000)	0.2	A 0	10月25日
۵≒۱			355,000	245,000			
合計			(110,000)	(75,000)			

- (注)1.()内書きは、1年以内の償還予定額であります。
 - 2.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4 年超 5 年以内
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
75,000	48,000	48,000	28,000	

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	630,000	730,000	0.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	668,624	680,432	1.0	-
1年以内に返済予定のリース債務	1	1	1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,281,899	2,726,465	1.0	平成31年~37年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1	1	1	-
その他有利子負債	-		-	-
合計	4,580,523	4,136,897	-	-

- (注)1.平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	583,543	451,060	361,032	361,032

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
建設リサイクル法に基づくもの	1,265	28		1,294
ダイオキシン類対策特別措置法等に基づくもの	98,505	2,108		100,613

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	•	1,958,431	3,074,886	4,244,136
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	-	338,069	632,376	839,696
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	-	183,199	356,481	492,572
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	59.55	115.60	157.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
1 株当たり四半期純利益		27 72	EE 02	41.24	
(円)	-	21.12	55.93	41.24	

- (注) 1. 当社は、平成29年12月22日付で名古屋証券取引所市場第二部に上場いたしましたので、第1四半期及び第2 四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2 四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマ ツにより四半期レビューを受けております。
 - 2.当社は、平成29年7月31日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	754,134	836,480
受取手形	з 32,453	з 38,582
売掛金	5 295,621	5 328,427
たな卸資産	1 49,498	1 49,977
前払費用	21,167	22,728
繰延税金資産	21,308	20,209
未収還付法人税等	-	462
その他	5 248,586	5 403,158
貸倒引当金	634	1,941
流動資産合計	1,422,135	1,698,084
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	414,307	396,994
構築物(純額)	2 60,125	2 66,664
機械及び装置(純額)	2 424,675	2 359,673
車両運搬具(純額)	2 62,665	2 74,002
工具、器具及び備品(純額)	35,511	33,147
土地	680,787	680,787
建設仮勘定	132,096	229,199
有形固定資産合計	1,810,167	1,840,468
のれん	130,404	104,323
ソフトウエア	78,914	63,357
その他	0	708
無形固定資産合計	209,318	168,389
投資その他の資産		
関係会社株式	2,644,513	2,644,513
出資金	1,000	1,000
長期貸付金	7,457	6,257
関係会社長期貸付金	850,000	750,000
長期前払費用	7,575	5,696
繰延税金資産	26,528	81,063
その他	80,522	83,613
貸倒引当金	7,457	6,257
投資その他の資産合計	3,610,140	3,565,886
固定資産合計	5,629,627	5,574,744
資産合計	7,051,763	7,272,829

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5 77,237	5 75,412
短期借入金	630,000	730,000
1年内償還予定の社債	110,000	75,000
1年内返済予定の長期借入金	668,624	680,432
未払金	5 236,610	5 434,679
未払費用	83,604	100,490
未払法人税等	65,117	-
預り金	2,516	17,444
賞与引当金	42,046	47,598
その他	27,139	19,187
流動負債合計	1,942,897	2,180,244
固定負債		
社債	245,000	170,000
長期借入金	3,281,899	2,726,465
最終処分場維持管理引当金	121,156	107,791
資産除去債務	99,771	101,907
その他	30	13
固定負債合計	3,747,857	3,106,177
負債合計	5,690,754	5,286,422
純資産の部		
株主資本		
資本金	273,640	417,296
資本剰余金		
資本準備金	296,420	440,076
その他資本剰余金	215,027	215,027
資本剰余金合計	511,447	655,103
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	100,000	100,000
繰越利益剰余金	473,421	811,506
利益剰余金合計	575,921	914,006
株主資本合計	1,361,008	1,986,407
純資産合計	1,361,008	1,986,407
負債純資産合計	7,051,763	7,272,829

▲ 損血可昇者 】		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	1 3,149,406	1 3,163,691
売上原価	1 1,980,816	1 1,988,520
売上総利益 	1,168,589	1,175,171
販売費及び一般管理費	1, 2 822,365	1, 2 944,152
	346,223	231,018
营業外収益 一		
受取利息	1 9,140	1 8,262
受取配当金	1 100,008	1 200,031
貸倒引当金戻入額	4,586	-
最終処分場維持管理引当金戻入額	9,092	-
経営指導料	1 11,780	1 25,920
その他	1 12,033	1 8,642
営業外収益合計	146,641	242,856
営業外費用		
支払利息	48,814	43,665
社債利息	1,299	910
固定資産売却損	-	14,684
その他	3,462	8,014
営業外費用合計	53,576	67,275
経常利益	439,289	406,598
税引前当期純利益	439,289	406,598
法人税、住民税及び事業税	125,189	85,029
法人税等調整額	684	53,434
法人税等合計	124,504	31,595
当期純利益	314,784	375,003

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
			資本剰余金			利益親	制余金			純資産合
	資本金	資本準備	その他資	資本剰余	利益準備	その他利	益剰余金	利益剰余	株主資本 合計	計
		金	本剰余金	金合計	全金	別途積立 金	繰越利益 剰余金	金合計	ПП	
当期首残高	273,640	296,420	215,027	511,447	2,500	100,000	195,554	298,054	1,083,141	1,083,141
当期変動額										
剰余金の配当							36,918	36,918	36,918	36,918
当期純利益							314,784	314,784	314,784	314,784
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	277,866	277,866	277,866	277,866
当期末残高	273,640	296,420	215,027	511,447	2,500	100,000	473,421	575,921	1,361,008	1,361,008

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	株主資本									
			資本剰余金		利益剰余金					純資産合
	資本金	資本準備	スの仏次	次士利人	11. 分准件	その他利	益剰余金	利益剰余	株主資本 合計	計
		金金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	別途積立金	繰越利益 剰余金	金合計		
当期首残高	273,640	296,420	215,027	511,447	2,500	100,000	473,421	575,921	1,361,008	1,361,008
当期変動額										
新株の発行	143,656	143,656		143,656					287,312	287,312
剰余金の配当							36,918	36,918	36,918	36,918
当期純利益							375,003	375,003	375,003	375,003
当期変動額合計	143,656	143,656	-	143,656	-	-	338,085	338,085	625,398	625,398
当期末残高	417,296	440,076	215,027	655,103	2,500	100,000	811,506	914,006	1,986,407	1,986,407

【注記事項】

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2.たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

7~38年

機械及び装置

5~17年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、11年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウエアについては、 社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当事業 年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

(2) 社債発行費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

(3)株式交付費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

(4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務 諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条の2に定める減損損失累計額に関する注記については、同条第5項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純利益に関する注記については、同条第3項により、 記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

(損益計算書)

前事業年度において「売上原価」に区分掲記しておりました「処理売上原価」1,971,327千円、「商品期首たな卸高」1,357千円、「当期商品仕入高」9,604千円、「合計」10,962千円、「商品期末たな卸高」1,473千円、「商品売上原価」9,489千円は、「売上原価」1,980,816千円に組み替えております。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「経営指導料」は、金銭的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。また、前事業年度において、独立掲記していた「受取手数料」、「固定資産売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取手数料」5,203千円、「固定資産売却益」2,605千円、「その他」16,005千円は、「経営指導料」11,780千円、「その他」12,033千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
商品	1,473千円	1,208千円
仕掛品	4,586	6,077
原材料及び貯蔵品	43,439	42,691
計	49,498	49,977

2 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
構築物	9,722千円	9,722千円
機械及び装置	2,259	2,259
車両運搬具	3,400	3,400
計	15,381	15,381

3 連結会計年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
受取手形	- 千円	3.500千円

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため前事業年度は取引銀行9行、当事業年度は取引銀行9行と 当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであり ます。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
当座貸越極度額	1,400,000千円	1,400,000千円
借入実行残高	630,000	730,000
差引額	770,000	670,000

5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
短期金銭債権	10,086千円	22,215千円
短期金銭債務	81,860	164,050

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	63,168千円	109,650千円
売上原価	163,623	162,330
販売費及び一般管理費	-	2,825
営業取引以外の取引高	126,615	234,853

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度93%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料手当及び賞与	359,298千円	376,049千円
賞与引当金繰入額	12,352	14,956
退職給付費用	3,897	3,941
貸倒引当金繰入額	-	107
減価償却費	40,517	41,071
のれん償却額	26,080	26,080
支払手数料	93,512	101,845

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は2,644,513千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は2,644,513千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,424千円	2,438千円
賞与引当金	12,601	14,155
最終処分場維持管理引当金	48,662	35,730
土地時価評価差額	83,812	83,169
減損損失	114,322	115,056
資産除去債務	29,901	30,307
その他	22,886	20,980
繰延税金資産小計	314,611	301,838
評価性引当額	264,423	198,730
繰延税金資産合計	50,187	103,107
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,349	1,835
繰延税金負債合計	2,349	1,835
繰延税金資産の純額	47,837	101,272
(注)繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以 ⁻		
	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	21,308千円	20,209千円
固定資産 - 繰延税金資産	26,528千円	81,063千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
法定実効税率	30.0%	30.0%
(調整)		
のれん償却額	1.8	1.9
税額控除額	2.1	1.2
住民税均等割	0.5	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.8	14.7
留保金課税額	4.8	5.6
評価性引当額の増減	1.1	15.7
その他	1.1	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.3	7.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】 【有価証券明細表】 該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首 帳簿価額 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	期末 帳簿価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末 取得価額 (千円)
	建物	414,307	15,304	5,326	27,290	396,994	642,662	1,039,656
	構 築 物	60,125	21,436	6,736	8,159	66,664	237,636	304,300
	機械及び装置	424,675	32,169	14,324	82,847	359,673	1,880,184	2,239,857
有形	車 両 運 搬 具	62,665	66,799	0	55,462	74,002	602,025	676,027
固定資産	工具、器具及び備品	35,511	31,181	13,302	20,243	33,147	158,215	191,363
	土 地	680,787	-	-	-	680,787	-	680,787
	建設仮勘定	132,096	110,267	13,165	-	229,199	-	229,199
	計	1,810,167	277,159	52,855	194,003	1,840,468	3,520,723	5,361,191
	o h 6	130,404			26,080	104,323		
無形 固定 資産	ソフトウェア	78,914	9,015	0	24,572	63,357		_
	そ の 他	0	715	-	7	708		-
	計	209,318	9,731	0	50,660	168,389		

注)「建設仮勘定」の「当期増加額」は、設置計画中の最終処分場に係るものであります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,091	1,941	1,834	8,198
賞与引当金	42,046	47,598	42,046	47,598
最終処分場維持管理引当金	121,156	-	13,365	107,791

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3 月31日
剰余金の配当の基準日	3 月31日 9 月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告としております。ただし、やむを得ない事由より、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.midac.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使 することができません。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1)有価証券届出書(有償一般募集増資及び売出し)及びその添付書類 平成29年11月17日東海財務局長に提出。
- (2)有価証券届出書の訂正届出書
 - 平成29年12月4日及び平成29年12月13日東海財務局長に提出。 平成29年11月17日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書

(第54期第3四半期)(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月14日東海財務局長に提出。

EDINET提出書類 株式会社ミダック(E33577) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

株式会社 ミダック 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 谷津 良明 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

株式会社 ミダック 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 谷津 良明 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ミダックの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。